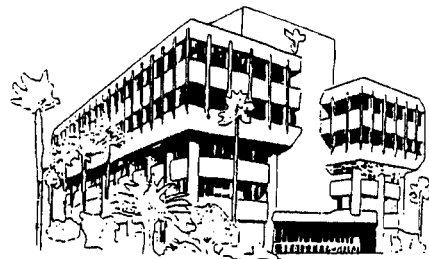


# 職員の給与 などの公表

## (8) 特別職の報酬などの状況 (14年1月1日現在)

区分	給料月額など	期末手当支給割合	
市長	885,000 円	6月期 1.45月分 12月期 1.55月分 3月期 0.55月分 計3.55月分	
助役	745,000 円		
収入役	690,000 円		
教育長	690,000 円	6月期 1.65月分 12月期 1.90月分 計3.55月分	
議長	470,000 円		
副議長	430,000 円		
議員	400,000 円		



## (9) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在) (単位:人)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成12年	平成13年		
一般行政部門	議会	6	6		
	総務	71	75	4	企画などの事務改善、国体推進室の充実強化
	税務	30	29	1	
	民生	172	163	9	介護保険職員を公営企業部門へ
	衛生	31	32	1	
	労働	1	1		
	農林水産	24	24		
	商工	5	6	1	
土木	34	34			
小計	374	370	4		
特政特別部門	教育	68	65	3	スポーツセンターなどの業務委託
	消防	60	60		
	小計	128	125	3	
普通会計計		502	495	7	
公営企業等	水道	14	14		
	下水	13	13		
	その他	7	14	7	介護保険職員の増
	小計	34	41	7	
合計		536	536		



(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者・派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除きます。

## (10) 定員適正化計画の数値目標および進ちょく状況

### 定員適正化目標 (数・率)

定員管理診断表および定員モデルによる分析の結果、大部門別では民生部門のみが突出して多い人員となっており、数年前から保育所の民営化に取り組んでいます。

平成14年の国体開催の充実強化など総務部門で人数の増となりましたが、民生部門・教育部門の抑制を図るとともに他の部門においても事務改善および機構・組織の改革に取り組みます。全部門において、平成13年から平成17年までの5年間で29人(5.4%)の削減を図ります。

### 定員適正化手法の概要

民間委託など... 保育所の民営化をはじめ、委託できるものについては委託化を図ります。  
機構・組織改革... 行政需要に対応した機構・組織改革を図ります。

### 定員適正化計画の年次別進ちょく状況 (実績) の概要 (各年4月1日現在)

全部門	区分	12年 計画前年	13年 1年目	(参考) 数値目標	
	減員			17	/
増員			17		
差引			(0%)	29	
職員数		536	536	507	

(注) 1 計画期間は13年~17年の5年間です。  
2 ( )内の数値は、数値目標に対する進ちょく率を示しています。

お問い合わせは、総務課職員係 ( 880-6551 )まで



# 楽しもうみんなで!

——よさこい高知国体 ②4——

## 市民ボランティア募集

いよいよ国体の年になりました。

国体開催中には、県内外からたくさんの方の選手・監督・観客の皆さんが訪れます。温かい飾らない真心でもてなし、競技運営や会場周辺の美化などに積極的に参加していただける市民ボランティアを次のとおり募集します。



### 募集要項

#### 募集内容

##### [手話通訳]

国体各競技での開始式、表彰式での手話通訳

##### [おもてなし国体案内所業務係]

JR後免駅、道の駅風良里などでの国体案内業務

##### [競技会場・練習場関連業務係]

会場整理、美化、受付、案内、休憩所でのおもてなしなど

#### 応募資格

4月1日現在、南国市在住で15歳以上の健康な方

募集期間 / 3月4日 ~ 4月1日

#### 備考

報酬はありません。お申し込みの際に希望の業務をお伝えください。

お申し込み・お問い合わせは

よさこい高知国体南国市実行委員会市民ボランティア募集係

(南国市大桶甲2125 中央公民館内 863・6538)まで

## 人権と共生の時代

2001年10月から「DV(ドメスティック・バイオレンス)防止法」が施行されました。正式には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」といいます。

ドメスティック・バイオレンスは、本来、自分が一番信頼できる相手から予想のつかない理由で、まったく無防備な状態の時に受ける暴力のことをいい、その種類は、さまざまですが、暴力をふるう側とふるわれる側が固定していることや、二人の間に暴力による「支配」と「屈従」の関係が長い間続いてしまうといった特徴があります。

暴力を引き起こす原因はさまざまな理由が考えられますが、例えば職場や家庭、地域でのいらいらやストレスなどがたまっていった時、その口を妻に向けてしまうといったことがあります。このことは、女性の人権を軽視し、侵害するという許されない行為です。

## 人権・同和教育シリーズ

### よきパートナーとして —女性と人権(その2)—

この背景として、社会には、「男は仕事、女は家庭」「子育ては母親の責任」「男(女)はこうあるべきだ」といった性による固定的な役割意識が存在していないでしょうか。また、職場においても、女性が男性より早く出社して掃除やお茶の用意などをすることが当然とされていたり、女性が労働力として低く評価されるなど、「女だから」という意識が社会慣習・社会制度の中にありはしないでしょうか。

家庭生活や仕事の場において、いわゆる「女らしさ」「男らしさ」など固定的な性役割にとらわれ、自分の個性を大切に生きていくことをさまたげていては、豊かな生活を送ることはできません。女性も男性も互いの能力、特性が十分発揮でき、個性が尊重される社会の実現によって、ドメスティック・バイオレンスの問題も解決していきけるのではないのでしょうか。

